十六		
信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による試掘権の変更の登録		
十七		
信託財産に属する試掘権についてする一部の受託者の任務の終了による変更の登録		
信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書（公正証書等（公正証書又は同項第二号の書面をいう。）及び同号の通知をいう。）をした旨を証する書面	信託法第四条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する書面	ハ　信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　信託の併合又は分割をした旨を証する書面 (2)　外国法人の(1)に規定する場合に該当することを証する書面

				仮登録	
録（令第四十二条第二項の規定により他の受託者が単独で申請するものに限る。）					
証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わる書面）又はこれに準ずるものを含む。）					
民事保全法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する書面	仮処分に関する登録	二十	十九	十八	
民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分の禁止の登録（令第五十四条の規定により抹消に後れる登録に限る。）の単独で申請するもの		仮登録の抹消（令第五十三条後段の規定により仮登録上の利害関係人が単独で申請するものに限る。）	試掘権に関する仮登録に基づく本登録	仮登録の登録義務者の承諾がある場合における令第五十条第一項の規定による仮登録	
		イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録名義人の承諾を証する当該登録名義人が作成した書面又は当該登録名義人に対抗することができる裁判があったことを証する書面 ハ　登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	登録原因を証する書面 仮登録の登録義務者の承諾を証する当該登録義務者が作成した書面	イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録義務者の承諾を証する当該登録義務者が作成した書面	